



発行 新潟県

号外 1
平成30年 8月22日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

909 知事指定薬物の指定(医務薬事課)



◎新潟県告示第909号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成30年 8月22日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-(エチルアミノ)-2-フェニルシクロヘキサン-1-オン(通称名: Deschloro-N-ethyl-ketamine、2-Oxo-PCE、O-PCE)及びその塩類
- (2) メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート(通称名: 5F-MDMB-PICA)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成30年 8月23日